

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する 業務停止命令（3か月）及び指示について

徳島県は、味噌の訪問販売を行っている門原健司（以下「門原」という。）に対し、令和6年9月3日（火）、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり業務の停止を命じました。

また、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり違反行為を是正するための措置を指示しました。

1 事業者概要

- (1) 氏名 門原 健司
- (2) 取引形態：味噌の訪問販売

2 取引の概要

門原は、消費者宅を訪問し、契約書面の交付がなく、クーリング・オフに関する告知もない味噌の訪問販売を行っていたものである。

3 違反行為

- (1) 特定商取引法第5条第2項（書面の不交付）
- (2) 特定商取引法第6条第2項（重要事項不告知）

4 処分内容

(1) 業務停止

令和6年9月4日（水）から令和6年12月4日（水）までの間、徳島県内において次の業務を停止すること。

- ア 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、再発防止策を講じ、改善措置について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、徳島県知事まで文書により報告すること。

5 業務停止命令及び指示の原因となる事実

- (1) 門原は、消費者宅を訪問し、味噌の売買契約について勧誘していることから、門原が行う味噌の売買は、特定商取引法に規定する訪問販売に該当するものと認められる。

- (2) 門原は、訪問販売を行うに当たり、消費者に対して、次の(3)から(4)に掲げる行為を行っていることから、特定商取引法の関係規定に違反する行為を行っていたと認められる。

- (3) 門原は、令和6年1月、消費者A方において、Aと味噌の売買契約を締結した際、商品である味噌を引き渡し、かつ、Aからその代金の全部を現金で受領したにもかかわらず、Aに対し、直ちに、売買契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなかった。
これは、特定商取引法第5条第2項の規定に違反するものである

- (4) 門原は、消費者Aに対し(3)の売買契約の締結に際して、当該売買契約の解除に関する事項につき、故意に事実を告げない行為をした。
これは、特定商取引法第6条第2項の規定に違反するものである。